

「政策医療を担う中心的な医療機関」 の役割明確化の協議の進め方について (案)

平成29年11月 熊本県健康福祉部

1

協議の進め方に関する確認事項

◆ 協議方法について

⇒ Ⅰ 協議に当たっての「説明資料」

◆ 病床機能の転換等の影響が県下全域に及ぶことが見込まれる場合

⇒ Ⅱ 地域調整会議と県調整会議の役割について

2

◆ 協議方法について

⇒ 1 協議に当たっての「説明資料」

3

1-1 県調整会議と地域調整会議の役割(議事項目)

※第1回県調整会議及び地域調整会議の資料1より抜粋

県調整会議	地域調整会議
①調整会議運営方針	①調整会議運営方針
②病床機能報告結果等による現状共有及び課題抽出	②病床機能報告結果等による現状共有及び課題抽出
③将来の提供体制構築のための方向性共有(各地域の状況報告)	③将来の提供体制構築のための方向性共有(各医療機関の役割明確化)
④地域医療介護総合確保基金・県計画	④地域医療介護総合確保基金・県計画
⑤回復期病床への機能転換施設整備事業に係る制度設計	⑤回復期病床への機能転換施設整備事業に係る申請案件の適否
⑥地域調整会議で課題となっている点の検討、その他情報共有等	⑥その他課題の検討、その他情報共有等

4

1-2 地域調整会議における各医療機関の役割明確化

※第1回県調整会議及び地域調整会議の資料1より抜粋

厚生労働省「地域医療構想に関するワーキンググループ」で検討されている「地域医療構想の実現プロセス」を踏まえ、次のように取り扱う

(1) 各地域調整会議において「政策医療を担う中心的な医療機関」※の役割について協議を行う。

※協議対象となる「政策医療を担う中心的な医療機関」については、熊本県地域医療構想「第5章 構想区域ごとの状況」に記載する次の拠点病院及び地域医療支援病院を基に、各地域調整会議で決定する。

- ・ 図表59「各構想区域の5疾病に係る拠点病院及び地域医療支援病院」
- ・ 図表60「各構想区域の5事業に係る拠点病院」

5

1-3 厚生労働省の協議事項に関する考え方

● 厚生労働省から調整会議での協議事項が示された。 (平成29年8月4日付け厚生労働省医政局長通知)

- ① 公立病院については、「新公立病院改革プラン」(以下「改革プラン」)をもとに、地域調整会議に参加することで、地域医療構想の達成に向けた具体的な協議が促進される。
- ② 公的医療機関等については、「公的医療機関等2025プラン」(以下「2025プラン」)を策定し、地域調整会議に提示し、具体的な議論を進めること。
- ③ 2025プランの策定対象でない医療機関については、現状と担っている役割を踏まえた今後の方針を検討することが重要で、構想の達成に向けた議論を進めることが望ましい。

6

1-4 本県の協議に関する取扱い

- ① 「政策医療を担う中心的な医療機関」は、「改革プラン」又は「2025プラン」の記載内容の共通部分をベースとした「統一様式」*により地域調整会議で協議(情報共有・意見交換)を行う。
- ② 様式のポイントは、病床機能と診療科に関する予定を記入すること。

※ 両プランの記載内容を転記することで作成が可能になるよう配慮する。

※ 2025プランにはあって、改革プランにはない一部項目については、公立病院に新たな記入を求めるものとする。

※ 上記のプランの策定対象ではない民間医療機関について、新規に作成することとなる。

7

1-5 本県での協議に関する取扱い(まとめ方)

- 説明内容に対する意見を受けて、当該医療機関はプランの必要な見直しを行う。

8

Ⅰ－参考① 2025プラン対象医療機関

区 分	医療機関名
日本赤十字社	熊本赤十字病院、熊本健康管理センター
社会福祉法人恩賜財団済生会	済生会熊本病院、済生会みすみ病院
国家公務員共済組合連合会	熊本中央病院
独立行政法人地域医療機能推進機構	熊本総合病院、人吉医療センター、天草中央総合病院
独立行政法人国立病院機構	熊本医療センター、熊本南病院、熊本再春荘病院、菊池病院
独立行政法人労働者健康安全機構	熊本労災病院
地域医療支援病院	熊本地域医療センター、宇城総合病院、天草地域医療センター ※本表の下線付き医療機関
特定機能病院	熊本大学医学部附属病院

9

Ⅰ－参考② 改革プラン対象医療機関

区 分	医療機関名
公立病院	熊本市立熊本市民病院、熊本市立植木病院、山都町包括医療センターそよう病院、宇城市民病院、公立玉名中央病院、荒尾市民病院、和水町立病院、山鹿市民医療センター、阿蘇医療センター、小国公立病院、八代市立病院、水俣市立総合医療センター、球磨郡公立多良木病院、上天草総合病院、天草市立牛深市民病院、天草市立河浦病院、天草市立新和病院、天草市立栖本病院

10

1-6 両プランの記載項目と統一様式の項目

改革プラン		2025プラン		統一様式	
1. 病院の現状	(1) 病床数 (2) 診療科目 等	1. 現状と課題	(1) 構想区域の現状 (2) 構想区域の課題 (3) 自施設の現状 (4) 自施設の課題	1. 現状と課題	自施設の現状と課題
2. 地域医療構想を踏まえた役割の明確化	(1) 当該病院の果たすべき役割 (平成32年度末における具体的な将来像) (2) 2025年における具体的な将来像 (3) 地域包括ケアシステム構築に向けて果たすべき役割 (4) 医療機能等指標に係る数値目標 等	2. 今後の方針	(1) 地域において今後担うべき役割 (2) 今後持つべき病床機能 (3) その他見直すべき点	2. 今後の方針	地域において今後担うべき役割
3. 経営の効率化	(1) 経営指標に係る数値目標 (病床利用率 等) (2) 経常収支比率に係る目標設定の考え方 等	3. 具体的な計画	(1) 4機能ごとの病床のあり方について (2) 診療科の見直しについて (3) その他の数値目標 ① 病床稼働率 ② 手術室稼働率 ③ 紹介率 ④ 逆紹介率 ⑤ 人件費率 ⑥ 医療収益に占める人材育成にかかる経費	3. 具体的な計画	(1) 今後提供する医療機能に関する事項 ① 4機能ごとの病床のあり方 ② 診療科の見直し ② 数値目標 ① 病床稼働率 ② 紹介率 ③ 逆紹介率 (3) 数値目標の達成に向けた取組みと課題
4. 再編・ネットワーク化	(1) 構想区域内の病院等配置の現況 (2) 当該病院に係る再編・ネットワーク化計画の概要				
5. 経営形態の見直し	(1) 経営形態の見直し計画の概要等				
			公立病院追加記入		4. その他特記事項

協議の進め方に関する確認事項- II

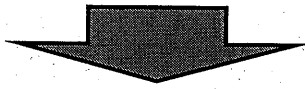
◆ 病床機能の転換等の影響が県下全域に及ぶことが見込まれる場合

⇒ II 地域調整会議と県調整会議の役割について

II-1 地域調整会議の役割

【原則】

- ◆ 地域調整会議の大きな役割は、構想区域内における政策医療を担う中心的な医療機関の役割明確化や病床機能の転換の協議を行うこと。



【要検討】

影響が県下全域に及ぶことが見込まれる医療機関の役割明確化や病床機能の転換等の場合、当該地域調整会議の協議だけでなく、県調整会議の協議が必要ではないか。

13

II-2 県調整会議と地域調整会議の役割(議事項目)

※第1回県調整会議及び地域調整会議の資料1より抜粋

県調整会議	地域調整会議
①調整会議運営方針	①調整会議運営方針
②病床機能報告結果等による現状共有及び課題抽出	②病床機能報告結果等による現状共有及び課題抽出
③将来の提供体制構築のための方向性共有(各地域の状況報告)	③将来の提供体制構築のための方向性共有(各医療機関の役割明確化)
④地域医療介護総合確保基金・県計画	④地域医療介護総合確保基金・県計画
⑤回復期病床への機能転換施設整備事業に係る制度設計	⑤回復期病床への機能転換施設整備事業に係る申請案件の適否
⑥地域調整会議で課題となっている点の検討、その他情報共有等	⑥その他課題の検討、その他情報共有等

14

II-3 県下全域に影響を与える医療機関とは

- ① 三次救急を担う救命救急センター等、基幹災害拠点病院、周産期母子医療センター、指定発達支援医療機関(重度心身障害者(児)施設)などの医療機関
- ② その他地域調整会議が対象と認める医療機関

15

II-4 県調整会議と地域調整会議の役割分担(案)

II-3に該当する医療機関の取扱いについて

- ① 地域調整会議で協議を行い、その協議結果を県調整会議に報告する。
県調整会議は、必要に応じて報告内容の協議を行う。
- ② 地域調整会議が県調整会議での協議を求めた場合、
県調整会議で協議を行う。

16